

令和6年第1回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和6年3月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和6年3月4日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和6年3月4日	12時08分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	工藤絵美子	出	8番	大久保由美子	出
	2番	水田志保	出	9番	末次明	出
	3番	中牟田文明	出	10番	栗野久明	出
	4番	佐々木教雄	出	11番	大山勝代	出
	5番	中村絵理	出	12番	松石信男	出
	6番	天本勉	出	13番	重松一徳	出
	7番	松石健児	出			
会議録署名議員	4番	佐々木 教雄		5番	中村 絵理	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 井上克哉		(係長) 天野拓也		(書記) 北川統子	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也		産業振興課長	大石 顕	
	副町長	酒井英良		まちづくり課長	井上信治	
	教育長	柴田昌範		定住促進課長	山田 恵	
	総務課長	平野裕志		建設課長	今泉雅己	
	企画政策課長	亀山博史		会計管理者	寺崎博文	
	財政課長	吉田茂喜		教育学習課長	古賀 浩	
	税務課長	古賀満宏		福祉課参事	松田美紀	
	住民課長	毛利博司		こども課保育園長	佐藤定行	
	健康増進課長	藤田和彦		まちづくり課図書館長	城本直子	
	福祉課長	戸井竜二		建設課参事	酒井孝行	
こども課長	山本賢子					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4		各常任委員会の所管事務調査報告
日程第5		所信表明
日程第6		一般行政報告
日程第7		教育行政報告 提案理由説明
日程第8	議案第2号	基山町地域公共交通会議設置条例の一部改正について
日程第9	議案第3号	基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第4号	基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第5号	基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第6号	町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
日程第13	議案第7号	基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第14	議案第8号	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第15	議案第9号	基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例及び基山町空家等対策協議会設置条例の一部改正について
日程第16	議案第10号	基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
日程第17	同意第1号	基山町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
日程第18	議案第11号	公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について
日程第19	議案第12号	公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について
日程第20	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（基山町手数料条例の一部を改正する条例）
日程第21	議案第13号	令和5年度基山町一般会計補正予算（第10号）

日程第22	議案第14号	令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第23	議案第15号	令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第16号	令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第25	議案第17号	令和6年度基山町一般会計予算
日程第26	議案第18号	令和6年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第27	議案第19号	令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28	議案第20号	令和6年度基山町下水道事業会計予算
日程第29	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第30	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第31	報告第1号	基山町土地開発公社の事業報告について
日程第32		予算特別委員会の設置について

～午前9時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
ただいまから令和6年第1回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、佐々木教雄議員と中村絵理議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から22日までの19日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（重松一徳君）

日程第3. 諸般の報告を行います。

令和6年第1回定例会諸般の報告。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査について、同条第3項の規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

次に、定期監査について報告します。

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、同条第9項の規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和5年12月22日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会定例会が開催され、議長、天本議員、佐々木議員が出席しました。

令和5年12月26日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会が開催され、議長、大久保議員が出席しました。

次に、令和6年1月19日に佐賀県町村議会議長会議及び政策研究委員会が開催され、議長が出席しました。政策研究委員会では、佐賀県県土整備部建築住宅課の山口俊裕技術監を講師に迎え、本県の空き家対策についてを演題に講演がありました。

次に、令和6年1月24日に上峰町で三養基郡町村議会議長会全議員研修会が行われ、稲村悠氏を講師に迎え、国際情勢における安全保障と諜報活動を演題に講演があり、議員13名が出席しました。

次に、令和6年1月25日に福岡県大刀洗町で、1月26日に福岡県添田町で、議会広報編集について、広報広聴常任委員が視察研修を行いました。

次に、令和6年1月29日に自治振興セミナーが行われ、田村 秀氏による「自治体と大学ー大学冬の時代の地域戦略」、片山善博氏による「人口減少社会における自治体運営」、飯盛義徳氏による「これからの地域づくり」の講演があり、議員12名が出席しました。

次に、令和6年2月2日に、令和6年第1回三神地区環境事務組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和6年2月5日に佐賀県町村議会議長会主催の市町行政講演会が開催され、為末大氏を講師に迎え、「スポーツで社会を良くする」を演題に講演があり、議員10名が出席しました。

次に、令和6年2月13日に佐賀県後期高齢者医療広域連合議会代表者会議が開催され、中牟田議員が出席しました。

次に、令和6年2月16日に佐賀県町村議会議長会定期総会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和6年2月20日に佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、中牟田議員が出席しました。

次に、令和6年2月21日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会が開催され、議長、大久保議員が出席しました。

また、同日に鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が開催され、議長、工藤議員が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（重松一徳君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。天本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査を報告させていただきます。

所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告いたします。

記

1 調査事項及び調査期日

(1) 町税について 令和6年1月29日 月曜日

2 調査結果

基山町税である住民税、固定資産税、その他諸税（軽自動車税・たばこ税・入湯税）の概要及び滞納の状況についての説明を受けました。

固定資産税の課税において、過去に課税ミスが発生している。その対策についてどう対応しているのかただしたところ、入力誤りなど人為的ミスが生じないように、複数の職員により二重チェックを行っている。また、税制改正に対応できるよう研修会などに参加し、職員の能力向上に努めているとの説明を受けました。

定住促進施策により新規住宅が増加しているが、人員を含め業務に支障がないのかただしたところ、新築住宅の建設や増改築の増加により、家屋調査・評価業務が増えてきているので、業務量は増えているとの説明を受けました。

当委員会としては、住宅物件が増加している状況で、職員の業務量が増えているのは想定できる。課税ミスが起きないように、業務のチェック体制の見直しや内部協議を十分に行い、住宅の家屋調査などについては、外部への業務委託を含め検討するよう提案しました。

次に、町税の滞納状況についてただしたところ、徴収率は令和3年度実績で現年課税分99.6%、滞納繰越分55.5%、合計で98.7%と、県内では5番目であるとの説明を受けました。

滞納整理のマニュアルはあるのかとただしたところ、マニュアルに沿って督促状を送付し、応じない場合は電話や訪問と併せて財産調査を実施し、納税相談や納付がない場合、預金や給与、不動産等の差押えを行っているとの説明を受けました。

滞納者が低所得である場合、どのように対応しているのかとただしたところ、生活に困窮しているようであれば、分納の相談に応じている。また、関係課へつなぎ、福祉部門への相談やサポート支援団体の紹介などの対応をしているとの説明を受けました。

当委員会としては、納税は国民の義務であり、公平性が保たれなければならないため、税収を管理する部署としては滞納者に対しては厳しい対応が必要である。しかし、財産もなく生活に困窮していると確認されたときは、庁舎内の関係部署との連絡を密に取り、生活再建に向けて対処するよう提案いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。大久保厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（大久保由美子君）（登壇）

おはようございます。ただいまより所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

記

1 調査事項並びに調査期日

（1）基山町保育園の保育環境について

令和6年1月23日、火曜日に概要説明及び現地調査を行いました。

2 調査結果

平成29年に策定された基山町保育所整備基本構想により、これからのニーズに合った基山町の保育の質と量を確保できるよう、それまでの基山町立保育所定員250人を基本に、公立保育所、民間保育所の2園に分けて整備を行うことになりました。

しかし、平成29年から平成31年頃に子供の人数が当初の想定を上回り、女性の社会進出や

働き方の多様化も相まって、保育所への入所希望者が増加しました。

そのため、公立保育所である基山保育園が余裕を持って入所希望者を受入れられるよう、定員を230人に増員した経緯があります。

令和2年4月の基山保育園移転から4年が経過しようとしている中、保育環境の現状や今後の見通しについて説明を受け、現地視察を行いました。

令和6年1月現在の基山保育園園児数は226人です。園児の増加により、基山っ子みらい館の会議室や一時保育室を基山保育園の保育室として代用しているため、会議室の借用や一時保育を受け入れることができない状況です。

そのため、ファミリーサポートセンターや、一時保育を行っているほかの町内保育施設を案内しているとの説明を受けました。

延長保育料については、保育標準時間認定、保育短時間認定によって定められているが、その上限額は1か月当たり3,500円との説明を受けました。

保育短時間認定の保育料と、延長保育料の合算が保育標準時間認定の保育料を超えることはないのかとただしたところ、所得によって保育料が違うため一概には言えないが、利用回数によっては超えることもあるとの説明を受けました。

また、保育時間の考え方についてただしたところ、子ども・子育て支援新制度の開始に合わせて議論された経緯があり、保育時間は園の状況に応じて決められるため、完全に公平とは言えないが、今の規定を採用しているとの説明を受けました。

現在月に50人から60人が延長保育を利用しており、延長保育料に加え、給食費の集金が現金のみであるため、職員の事務や保護者の負担が大きくなっています。

当委員会としては、保育料等を早期に口座振替等の体制を検討するとともに、近年働き方が多様になっていることを考慮して、今後さらに預けやすい保育施設となるよう提案しました。

保育士の労働環境についてただしたところ、保育士の配置基準の見直しが進む中、令和6年度から、4歳、5歳児クラスは子供25人に対し、保育士1人で対応する予定です。また、保育士の休憩時間がないことや、トイレ掃除等に手を取られて、子供の対応ができない時間があるなど、課題があるとの説明も受けました。

現在、基山保育園に勤務している保育士は正規職員、会計年度任用職員合わせて32人であるが、人員は足りているのかとただしたところ、公的人員は確保しているが、保育士の勤務

形態が様々であるため、シフトの調整に苦勞しているとの説明を受けました。

当委員会としては、子供が健やかに成長するためには、保育士の労働環境は重要であるため、適正な人員配置や保育士の休憩場所等の労働環境の改善等を行い、質の高い保育が提供できるよう取り組むことを提案いたしました。

以上で報告を終わります。

日程第5 所信表明

○議長（重松一徳君）

日程第5. 所信表明を議題とし、町長の所信表明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、所信表明させていただきます。

2月6日に告示された町長選挙において、町長3期目の任に当たることとなりました。町民の皆様方、議員各位の今後ますますのご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

特に、今回は無投票でしたので、任期4年間で各種の政策の実施とその成果により、町民の皆様方の信任が得られますよう全力を尽くしてまいります。

まず、2期目と同様に基山町の輝かしい未来に向けて、町民や議員の皆様方とともにオール基山で日本一のまちを目指して、いかなる困難も乗り越えながら、全身全霊を傾けて基山町を守り、町政運営に取り組んでいくことをお約束いたします。

次に、これまでの8年間を振り返ってみます。

1期目の私の公約が、基山町の歴史と自然を守りつつ、人口増に挑戦しますでした。職員や関係者の皆さんの頑張りによって、充実した各種の移住・定住策や子育て支援策等を実施することができました。その結果、人口減少に歯止めがかかり、人口増加の兆しが見え始めたことは大きな成果だと思っています。

また、基肆城、荒穂神社、大興善寺等への注目が集まったこともうれしく、基山がオキナグサなどの希少植物で注目を集め、さらに、環境省の未来に残したい草原百選に選ばれるなど、基山町の歴史と自然に対する関心は、町内外から高まってきている実感があります。

次に、2期目の公約のオール基山で日本一のまちを目指しますについても、全国の中でも迅速な新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、全国で初めて役所での免許証返納を開始しました。また、人口2万人未満の自治体で図書館の貸出冊数日本一を6年連続で達成し、通いの場、サロン活動、介護予防健診等のプラチナ政策、高齢化対策についても、高い評価

と大きな成果を得ることができたと自負しています。

さらに、民間企業の調査により、街の幸福度ランキングでは2年連続、住みたい街ランキングでは3年連続して佐賀県1位となりました。

このような2期8年間での取組を基に、3期目の政策の方向性を一言で表しますと、ここ8年間で積み上げてきた基山町の勢いをさらに加速しつつ、温もりある明るいまちを目指すです。

その実現のために、まず1つ目の柱である基山町の勢いのさらなる加速化については、移住・定住策、子育て支援策、観光・産業振興策、そして、道路、公園、学校、上下水道、公営住宅等の大型プロジェクト等の社会資本整備を連動させるとともに、デジタル社会に対応するための各種のDX、デジタル・トランスフォーメーション化を図りながら、それぞれを同時並行的に取り組んでいくことが必要です。

特に、移住・定住策については、住宅開発が重要であり、民間の住宅開発を積極的に支援するとともに、町主体でもPFI方式をはじめ地区計画や50戸連たん等の各種手法を検討して、高齢者や若者向けの様々な住宅開発などを、道路や下水道の整備との組み合わせで検討することが必要になります。

子育て支援策の拡充についても、子育て世代の皆さんの活力が増大する支援を行うことはもちろん、基山町の未来を担っていただく若い力の芽が育まれるよう、全力を尽くします。

また、基山町の宝である高齢者、いわゆるプラチナ世代が明るく生き生きと暮していただくための各種の取組を行い、それぞれの活躍の場を創出していきます。そして、子育て世代とプラチナ世代が交流し、基山町から新たな付加価値を生み出していく多世代共創モデルを構築していきます。

加えて、中小企業支援や企業誘致、特産品開発などを進めることにより、雇用の拡大を図ることも不可欠です。特に、若年層が就職のために意に反して基山町を離れることがないような就職マッチングが重要です。また、高齢者や女性の就労支援も重要です。

農業振興についても、大規模化、共同化への支援に加え、観光農園やオーガニック農業への支援についても行います。また、エミューをはじめとした各種加工食品の開発や農産加工場整備の検討、さらには棚田法を活用し、地域の活性化や拠点整備にも取り組んでいきます。

なお、勢いのさらなる加速化に当たっては、脱炭素社会に向けた環境調和型プロジェクトや、その視点を常に持ち続けることが重要になります。

次に、もう一つの柱である温もりある明るいまちについては、街路灯、防犯灯等の照明、横断歩道を含む道路等の白線、カーブミラー、ボラード等の交通安全施設等を整備することにより、安心・安全なまちづくりを進めていきます。

加えて、子育て支援、福祉、農地、空き家等の各種のワンストップ相談窓口の設置や、インターネットを活用した双方向の相談体制の構築も、住民の皆様方の安心感を生むことになるので、それぞれの分野で積極的に進めていきます。

また、健診や特定保健指導等を通じた健康増進やスポーツ、文化、音楽活動等の町内へのさらなる普及は、町民の皆様方に心の余裕を生み、明るく前向きな気持ちになっていただけると確信しています。とりわけ軽スポーツの普及は、健康維持だけでなく、参加者の連帯を生み、プレーする人だけでなく、見る人をも明るくしますし、プロスポーツに対する応援も見る人を明るくし、町の活力を生むと考えています。

さらに、基山・基肄城をはじめとした基山町のシンボルを町内外に知らしめることにより、青少年を中心にふるさとへの愛着や誇りを醸成することができます。

また、今秋に基山町で卓球競技等が開催される国民スポーツ大会や、全国障害者スポーツ大会において、おもてなしの心により、町外から多くの訪問者をお迎えすることも、達成感と自信につながると考えられます。

これらの愛着、誇り、達成感、自信なども広い意味で、ぬくもりある明るいまちへとつながるものだと期待しています。

これらの政策は、第5次基山町総合計画や、基山町デジタル田園都市国家構想総合戦略との整合性を意識したものになっていますが、今後策定予定の第6次基山町総合計画との整合性を取ることも必要であり、策定の進捗に合わせて本所信表明の再検討も必要になると考えています。

また、この所信表明の実施のためには、財源の確保が必要となります。基山町の財政の動向は、現段階では比較的良好な状態ですが、扶助費、道路等の社会資本整備や、公共施設等の維持更新費等の増大を勘案すると、早急な財政計画や公共施設等総合管理計画等の再検討が必要となります。

具体的には、公共施設の長寿命化や町民の皆様の健康増進による医療費、介護費の適正化等による歳出削減と併せて、積極的な企業誘致、移住・定住の促進等による税収増、基山町の特産品の充実によるふるさと納税の増額、有料広告の拡充などによる歳入の上乗せにも努

力してまいります。

なお、政策の検討や実施に当たっては、職員の健康状態を見守りつつ、職員の働き方改革、やる気の醸成、人材育成に積極的に取り組み、町民の皆さんから、役場に来たら明るく元気な気持ちになったと言われるように、職員みんなと努力していきます。

令和6年3月4日

基山町長 松田一也

以上でございます。

日程第6 一般行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第6．一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さん、再びおはようございます。すみません、ちょっと水を飲ませてもらいます。

本日は、令和6年第1回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が、基山町地域公共交通会議設置条例の一部改正についてほか8件、人事案件が、基山町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、損害賠償案件が、公用車の事故に係る損害賠償の額の確定についてほか1件、専決処分承認案件が、専決処分の承認を求めることについて（基山町手数料条例の一部を改正する条例）、それから、補正予算案件が令和5年度基山町一般会計補正予算（第10号）ほか3件、当初予算案件が、令和6年度基山町一般会計予算ほか3件、諮問案件が、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてほか1件となっております。また、報告事項として、基山町土地開発公社の事業報告についてをお願いいたしております。

これらについて、御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速ではございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

初めに、元旦に発生した令和6年能登半島地震に関して申し上げます。

今回の地震により犠牲となられた方々に対しまして、謹んで哀悼の意を表し、御冥福をお祈りいたしますとともに、被災者の皆様方に心からお見舞いを申し上げます。被災地域の皆様方の安全確保、そして1日も早い復旧・復興を衷心よりお祈り申し上げます。

次に、一部事務組合等の会議の報告についてでございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が2月21日に開催され、令和6年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出予算等について、全6議案が審議され原案どおり可決されました。また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、令和6年度歳入歳出予算等について、全5議案が審議され原案どおり可決されました。

次に、災害関係についてでございます。

2月14日未明に町営本桜団地RC-1の1階において、住宅火災が発生いたしました。火災は消防署及び消防団の迅速な消火活動により鎮火しましたが、火元となった部屋にお住まいの2の方が亡くなりました。出火原因につきましては、現在調査中でございます。

火災発生時は、火元の上層階や隣接する居住者9名が避難されております。避難所につきましては、第13区区長に依頼し、区公民館に開設していただくなど、13区の方々の御協力をいただきスムーズに避難することができました。本当に御協力ありがとうございました。お礼を申し上げます。

今後、上層階に住まわれていた3世帯、5人の方につきましては、県営及び町営住宅を確保し、1日も早く通常の生活に戻れるよう対応させていただきます。

次に、消防関係についてでございます。

消防団出初식을1月8日に、基山町営球場で開催し、通常点検と五色放水を実施しました。本年も防火・防災意識の高揚を図るため、基山保育園の園児による演奏を行いましたので、消防関係者や来賓、多くの観覧者を含め約350人の参加をいただきました。

また、春の全国火災予防運動が3月1日から7日まで行われております。ここには書いておりませんが、昨日、その訓練が早朝から11区において、市街地を想定した訓練が行われ、それも無事に終わっているところでございます。

次に、第6次基山町総合計画についてでございます。

全ての世代に住み続けたいと思ってもらえる魅力あるまちづくりを目指すため、町行政における総合的かつ計画的な運営の中心となる第6次基山町総合計画の策定に当たり、町民の皆様の見解を伺うための住民ワークショップを2月に4回にわたって開催し、182人の参加がありました。ワークショップでは、回ごとにテーマを決め、10年後の基山町の将来像などについて参加者の皆さんと話し合いを行いました。

次に、基山町教育大綱第3期についてでございます。

国において、新たな教育振興基本計画が策定されたため、令和5年度からの4年間の教育施策の今後の方向性や基本目標を示す基山町教育大綱第3期を策定しました。

基山町教育大綱第3期では、6つの教育施策の基本目標を定めており、第5次基山町総合計画に掲げる、オール基山で人を育てる教育力の高いまちを目指していきます。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

基山定住サプライズプロジェクトなどの定住促進事業の2月末現在の申請件数につきましては、子育て・若者世帯の住宅取得補助金18件、移住支援金2件、さが暮らしスタート支援事業に係る移住支援金3件となっております。

移住体験住宅につきましては、2月末現在の利用件数は宮浦体験住宅13件、小倉体験住宅9件となっております。

少子化対策として実施しております結婚新生活支援補助金につきましては、2月末現在の申請件数は2件となっております。

次に、公共交通に関する事業についてでございます。

1月10日から2月6日までの1か月間、第10区と第13区を対象として、オンデマンド交通実証運行を実施しました。

運行期間中には、37の方が130件ご利用されました。1日平均で、4.3人、6.5件の利用となっております。

また、1月24日から2月6日までの2週間、通学距離が3キロ以上の児童を対象とした遠距離通学者のデマンドタクシー実証運行も併せて実施しました。運行期間中には、1人の児童が9件ご利用されました。

次に、株式会社ワイ・デー・ケイ九州との進出協定についてでございます。

同社は、平成9年に基山町に進出し、半導体製造装置・検査装置などの製造を行っておりますが、今回新たに設計業務を中心とするテクニカルセンターを整備するため、2月1日に進出協定を締結しました。

同社では令和7年4月にテクニカルセンターの操業開始を目指され、令和10年までの新規地元雇用者数は27人を予定されております。

次に、ふ・れ・あ・いフェスタについてでございます。

昨年12月10日にふ・れ・あ・いフェスタを開催しました。今回で第20回目を迎え、多くのお客様に御来場いただき、同時開催の米まつりとともに楽しんでいただきました。

体育館アリーナでは、元卓球女子日本代表の石川佳純さんによる卓球教室やトークショーを開催し、卓球の技術とすばらしさを伝えていただき、SAGA2024国スポ・全障スポ開催の機運を高めていただきました。

イベント会場では、各団体によるダンスパフォーマンスやカラオケ大会を実施し、会場は大いに盛り上がりました。

町民会館大ホールでは、天智天皇欽仰碑建立90年を記念した第7回きやま創作劇「この道は～基肆城が基肆城とならしむる時～」の上演を行い、延べ800人の方に御来場いただきました。

米まつりでは、4年ぶりに会場での餅つき及び餅販売が復活し、佐賀牛の販売、米すくい、餅まき、農業委員会によるトラクターやコンバイン等の農業機械の展示を行い、農業及び町内産農産物への関心を深めていただきました。

今回のふ・れ・あ・いフェスタは、約8,000人の方に御来場いただき、多くの人でにぎわい大盛況となりました。

次に、基山町成人式についてでございます。

1月7日に基山町民会館で基山町成人式を行いました。来賓として町議会、区長会、小中学校等の恩師に御出席いただきました。

成人の主張では、新成人から感謝の言葉や、未来に向けての力強い抱負が述べられ、多くの出席者から祝福を受けました。事前準備から当日の司会や運営についても新成人が自ら行い、165人の若者が仲間とともに成人としての第一歩を踏み出しました。

次に、生涯スポーツ事業についてでございます。

12月3日に、第32回きやまロードレース大会・第9回スロージョギング大会を開催しました。小学生から御高齢の方まで、町内外から1,343人のランナーにエントリーしていただき盛大に開催することができました。

また、第64回郡市対抗県内一周駅伝大会が2月16日から18日までの3日間で開催され、午前9時に基山町役場前を全13チームがスタートを切り、全33区間272.9キロにより3日間の熱戦が繰り広げられました。

三養基郡の代表として監督以下34人、うち基山町から20人の選手・監督の方が選抜され三養基郡チームが結団されました。三養基郡チームは、前回大会の10位から1つ順位を上げて、9位の結果となりました。今大会で、選手・監督として41年連続で出場されました大久

保裕治監督が勇退され、次の選手達へたすきが渡されました。本当にお疲れ様でした。

次に、健康増進対策関係についてでございます。

子供のインフルエンザ予防接種事業については、広報や医療機関でのポスター掲示などにより周知を行い、予防接種の勧奨に努めました。予防接種については、昨年10月から1月まで実施し、1,024件の助成を行いました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

秋開始接種として令和5年9月から実施しております集団接種につきましては、12月17日をもって終了しました。現在、個別接種のみ実施いたしております。

2月末時点での予約状況は、接種対象者1万3,141人に対し、予約者4,152人、予約率31.82%となっております。

なお、令和3年度から実施してきた新型コロナウイルスワクチンの全額公費による接種は、令和6年3月31日で終了されます。令和6年4月1日以降、65歳以上の方及び60歳から64歳で対象となる方には、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として秋、冬に定期接種が行われます。

次に、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰関連給付金についてでございます。

コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者の負担軽減を図るため、独り親世帯以外の住民税非課税世帯の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付いたします子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、2月末現在、66世帯135人の方に675万円の給付を行いました。

コロナ禍における子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため新生児1人につき5万円を給付いたします基山町新生児特別定額給付金につきましては、2月末現在、96人の方に495万円の給付を行いました。

物価高騰の影響を受け、生活費の負担増加により特に生活支援が必要となっている住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円及び18歳未満の児童1人当たり5万円を給付する物価高騰対応重点支援給付金につきましては、2月末現在、1,230世帯を対象に8,655万円の給付を行いました。

住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円及び18歳未満の児童1人当たり5万円を給付する低所得者支援給付金につきましては、2月末現在、17世帯を対象に170万円の給付を行いました。

子育て世帯の生活を支援するため、18歳以下の児童1人につき1万円を給付いたします子育て世帯への物価高騰対応重点支援給付金につきましては、2月末現在、1,471人の方に対し、2,724万円の給付を行いました。

次に、新型コロナウイルス感染症関連中小企業等支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等の影響を受けている中小企業等に対する中小企業等緊急支援事業につきましては、2月末現在、49件、865万円の申請がっております。

消費喚起による経済活性化を目的に取り組みましたプレミアム付商品券につきましては、販売した1億8,800万円分が全て完売し、1月20日で商品券利用期間が終了しました。商品券の換金率は99.65%となっております。

次に、町内保育施設の入所状況についてでございます。

令和6年度保育所入所受付状況につきましては、2月末現在、基山保育園196人、たんぼぽこども園138人、基山バディ認定こども園135人、ちびはる認定こども園55人、小規模保育事業は4か所合わせて52人となっており、定員全体に対する入所申込者数は94%となっております。待機児童については、ございません。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

令和5年災第348号町道鎌浦1号線20-5鎌浦地区農地災害復旧工事につきましては、令和6年1月31日から3月29日までの工期で、鳥飼建設株式会社が1,521万3,000円で請け負い、施工しております。現在の出来高は40%でございます。

次に、図書館関係についてでございます。

図書館の事業として、1月5日に貸出用図書3冊と雑誌付録などのおまけを入れた図書館お年玉福袋及びカレンダー抽選のお年玉福引、1月24日と2月28日に大人のお楽しみ映写会を行い、利用者の皆様に楽しんでいただきました。

1月13日、14日、2月23日から25日には学校休日期間の5日限定で、大谷翔平選手から基山小学校に届いたグローブの展示を行い、多くの方に御覧いただき喜んでいただきました。

次に、寄附の報告についてでございます。

松田朴伝様より、12月21日に書道作品10点、佐賀県東部地区ジュニアサッカー連盟様より、1月22日に少年用サッカーゴール1対の寄附がありましたので受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

2月末現在、3万9,475件、8億6,859万円の寄附申込みをいただいております。昨年の同時期と比較しますと、件数で10.9%の減、金額では3.8%の増となっております。

以上をもちまして、一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第7 教育行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第7. 教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さん、おはようございます。それでは、早速ではございますが、教育行政報告をさせていただきます。

まず、町立小中学校の3校ともに12月22日に2学期終業式、そして1月9日に3学期始業式を行いました。

次に、小学校関係についてでございます。

学力向上支援につきましては、主体的な学習の仕方や基礎的・基本的な学力の定着を図ることを目的として、3年生と6年生を対象とした算数の放課後補充学習を6月28日から2月28日まで毎週水曜日に実施しました。参加者数については、3年生が基山小学校77人、若基小学校18人、6年生は基山小学校56人、若基小学校25人となっております。

また、冬季休業中、小学校3年生以上は、夏休みと同様にタブレット端末を活用して学習課題に取り組みました。

1月10日には、アメリカ大リーグ、ドジャースの大谷翔平選手から基山小学校、若基小学校に3つずつ寄贈されたグローブの贈呈式を両小学校で行いました。

次に、授業参観につきましては、基山小学校では1月25日に、若基小学校では2月21日に実施しました。学級懇談会につきましては、基山小学校が3月1日に実施し、若基小学校では3月12日に実施予定をしております。

また、来年度の新入学児童保護者を対象とした新入学説明会につきましては、基山小学校では1月18日に、若基小学校では1月19日に開催し、入学準備や学校生活の概要、町の教育施策や就学援助制度を含む補助制度、小規模特認校制度などについての説明を行いました。

また、将来の公共交通の在り方を検討するため10区と13区を対象としたデマンドタクシー実証実験が行われましたが、1月24日から2月6日までの朝の登校時間帯に3キロメートル以上の遠距離通学を行っている児童から希望者を募って、通学実証実験を行いました。

次に、中学校関係についてでございます。

中学生の補充学習につきましては、放課後学習会を1、2年生を対象に6月14日から2月28日まで18回行い、106人が参加しました。中学校3年生を対象にした放課後学習会は、11月7日から1月16日まで10回行い、27人が参加しました。

12月19日には、授業参観と学級懇談会を実施しました。

また、小中学校の教職員への研修として、小中一貫教育の推進に向けた3校合同研修会を2月14日基山小学校を会場に3校の教職員が集まり、今年度の基山町小中一貫教育取組の成果や課題について協議を行いました。

次に、文化財関係事業についてでございます。

文化遺産である歴史的風致形成建造物の天智天皇欽仰之碑の調査成果を基にしたきやま創作劇、この道は～基肆城が基肆城とならしむる時～を12月10日に町民会館で公演し、延べ800人の方に御来場いただきました。

3月20日には特別史跡指定70周年及び天智天皇欽仰之碑、通天堂建立90周年を記念したイベント、第2回基肆城バスハイク&ウォークを実施する予定です。

最後に寄附金の報告でございます。基山町ゴルフ協会様から12月28日に10万円、基山町育英資金貸付基金への寄附がありましたので受領いたしました。

以上をもちまして、教育行政報告を終わらせていただきます。

日程第8～31 議案第2号～議案第10号、同意第1号、議案第11号、議案第12号、承認第1号、議案第13～20号、諮問第1号、諮問第2号、報告第1号

○議長（重松一徳君）

日程第8. 議案第2号から日程第16. 議案第10号まで、日程第17. 同意第1号から日程第18. 議案第11号、日程第19. 議案第12号、日程第20. 承認第1号、日程第21. 議案第13号から日程第28. 議案第20号まで、日程第29. 諮問第1号、日程第30. 諮問第2号、日程第31. 報告第1号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和6年第1回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を

申し上げます。

説明の途中で施政運営方針のほうの説明をさせていただく場面がありますので、そのときはまた時間を取らせていただきたいというふうに思います。

今回は、条例案件9件、人事案件1件、損害賠償案件2件、専決処分承認案件1件、予算案件8件、諮問案件2件、報告事項1件を上程いたしております。それでは、順次提案理由について説明いたします。

まず、議案第2号 基山町地域公共交通会議設置条例の一部改正についてでございます。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律及び持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、道路運送法が一部改正され、協議運賃の協議方法等の取扱い及び自家用有償旅客運送の種別が変更になったため、基山町地域公共交通会議設置条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第3号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

人事院規則15の14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正により、夏季休暇の使用可能期間が拡大されたため、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第4号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業中の会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能となるため、基山町職員の育児休業等に関する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第5号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第6号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてでございます。

特別職の職員の給与に関する法律及び2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時

措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、実情を踏まえ情勢適応の観点から、報酬及び給料月額の上上げをするため、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び町長、副町長及び教育長の諸給与条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第7号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、重要事項の書面掲示を義務づけるアナログ規制の見直し等所要の改正を行うため、基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第8号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

国民健康保険財政の都道府県単位化に伴い、将来的な国民健康保険税の平準化及び財政基盤の安定を図るため、基山町国民健康保険条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第9号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例及び基山町空家等対策協議会設置条例の一部改正についてでございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文の条番号の整理が必要なため、基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例及び基山町空家等対策協議会設置条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第10号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてでございます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、引用条文の条番号の整理が必要なため、基山町営住宅設置及び管理条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、同意第1号 基山町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでございます。

基山町固定資産評価員の辞任に伴い、新たに寺崎博文氏を選任いたしたく、地方税法第40条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第11号及び議案第12号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定についてでございます。

公用車で発生した事故について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（基山町手数料条例の一部を改正する条例）でございます。

戸籍法の一部を改正する法律により戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が新設されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和6年3月1日に施行されることにより、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料が追加されるために、基山町手数料条例を改正することが急務であるため、令和6年2月22日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第13号から議案第16号までは、令和5年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第13号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第10号）につきましては、今回補正予算として、1億244万8,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと一般会計予算総額は、歳入歳出とも95億2,605万6,000円となります。

また、今回年度内に完了が見込めない13事業についての繰越明許費の設定をお願いしているところでございます。

補正予算のうち主なものについて申し上げますと、まずは甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金でございます。国の補正予算に伴い、甘木鉄道安全輸送設備等整備事業の事業費が増加しましたので、負担金の増額するものでございます。補正額は207万2,000円の増額でございます。

次に、過年度契約分消費税補償金でございます。障害者相談支援業務等委託の受託者への過年度分の消費税及び延滞税相当額を補償するものでございます。補正額は230万1,000円の

増額でございます。

次に、道路橋梁費でございます。国の補正予算で採択を受け、事業費の増額をお願いするものです。町道桜町・伊勢山線の道路改良工事の増額をお願いしております。補正額は766万8,000円の増額でございます。

次に、災害復旧費についてでございます。昨年7月の豪雨により被災した町道、林道の災害復旧費を増額するものでございます。補正額は1,868万3,000円の増額でございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第14号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、今回補正予算として831万2,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも21億1,491万1,000円となります。なお、補正予算の内容は、特別調整交付金の確定による減額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第15号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回補正予算として1,136万4,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも3億3,249万8,000円となります。なお、補正予算の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定による減額でございます。

議案第16号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、今回補正予算として2,565万円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は15億8,795万9,000円となります。なお、補正予算の内容は、宝満川流域下水道事業負担金等の確定による減額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第17号から議案第20号までは、令和6年度各会計の歳入歳出予算についてでございます。

議案第17号が令和6年度基山町一般会計予算、議案第18号が令和6年度基山町国民健康保険特別会計予算、議案第19号が令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号が令和6年度基山町下水道事業会計予算についてでございます。

各会計の歳入歳出予算につきましては、これから説明いたします令和6年度基山町施政運営方針をもって提案理由の説明に代えさせていただきますので、どうぞよろしくお願

いたします。

○議長（重松一徳君）

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時42分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

引き続き提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、施政運営方針のほうをお開きいただければなというふうに思います。

まず、最初に1ページ目のところを朗読させていただきたいというふうに、初めの部分を朗読させていただきたいと思います。

今回、所信表明もありましたが、所信表明とこれは基本つながっております。所信表明は1年だけではなく4年間をイメージしたものになっているのと、あとは予算項目だけではなく、ほかの項目についても触れているのが所信表明なんです。この施政運営方針は1年間で予算に限定した形で、触れさせていただいているという、そういうことで御理解いただければと思います。

初めに、令和6年第1回定例町議会の開催に当たり、令和6年度基山町施政運営方針を述べさせていただきます。

令和6年度は、基山町を明るくする「基山町明運動」に積極的に取り組んでいきます。基山町においては、4年連続人口増が見込まれているほか、税収や町財政も堅調に推移するなど、外形的なマクロの数値については一定の勢いを感じることができています。

しかしながら、町民一人一人の目線で見ると、個別の政策について必ずしも十分な満足や明るさを感じ取っているとは言えません。このため令和6年度は町民の皆様方がそれぞれに、自身の生活や身の回りにおいて、明るさや安心と安全、そして生活の質の向上を実感できる政策を展開していきます。

具体的には、令和6年度の施政運営方針として、4本の柱を立てております。

1つ、第1の柱として、国スポ・全障スポの開催において、町民の皆様御自身が楽しむだけでなく、おもてなしの心により、町外からの参加者を温かく迎え入れて、イベント開催の

成功体験を経験することにより、達成感と自信が得られるような1年になるよう努力してまいります。達成感と自信の獲得こそが、町民の心を明るくするものです。

もちろん、国スポ・全障スポだけでなく、スポーツ、音楽、各種の文化活動に対しても、積極的な支援を行うことにより、同様の効果を期待します。

第2の柱として、基山町の子供たち、子育て世代及びプラチナ世代に明るい笑顔があふれる取組を講じます。

特に、子育て支援については、本年4月に保健センターへこども課が移設して、健康増進課との連携により、こども家庭センターを開設し、子育て支援のワンストップ対応を実現します。これにより、基山町で自慢の子育て支援策のさらなる充実を図っていきます。

また、プラチナ世代についても、高齢者の皆様方が安心して明るい気持ちで、生き生きと暮らせる社会を構築し、子育て世代等との多世代交流を進めます。

第3の柱としては、全ての世代の町民の皆様方の生活の質、QOLを向上させていき、それぞれが明るい気分となるような取組を推進します。

防犯灯の設置や照明のLED化はもちろんですが、横断歩道等の白線やカーブミラー、車止めなどの交通安全対策により、安心・安全を確保し、また検診や特定保健指導等により、健康増進の意義を実感することにより、日々の生活を明るくすることにつなげていきます。

第4の柱としては、町民とりわけ青少年の皆様方に、基山町のシンボルである基山・基肆城に対する知識や親しみを深めていただき、ふるさとに対する愛着や誇りを醸成いただけるような取組を展開してまいります。また、その取組が町外の方に対しても、基山町に対する関心を生み、シティプロモーション、観光さらには移住等につながるように様々な検討を行います、というのが全体のまとめでございます、その中で、ページの4ページをお開きいただければと思います。

4ページの大きな2の令和6年度一般会計予算の概要、ここに令和6年度の特徴が、具体的な特徴が書かれておりますので、ここで具体的な特徴を説明したいと思います。

今回、予算額が最初の予算案をつくる3月段階においては、過去最高ということになっておりますが、それが過去最高になった理由みたいなものを少し説明させていただきたいというふうに思います。

まずは、この4ページの1番上の部分なんです、2行目に増加の主な要因はということなんです、まずここの職員等の人件費、この部分が後のほうには出てきませんので、ここ

でちょっと説明させていただきますと、全く職員の人数とか会計年度任用職員の人数は全く変わっていないんですが、約1億円前後の予算が増えてしまっていると。

それは、様々な処遇改善とかそういったものによるものなので、いいことではあるんですが、ただ財政的には非常にそういうのも効いてきていると、そういうことをまず御理解いただきたいということと、今度は途中の、次にと、ちょうど中段ぐらいから書いておりますが、ここにまた詳しく歳出の多くなっている理由を書かせていただいていますので、さっきの順不同でございますが、人件費というのが増えているということと、次が順不同でございますが、いわゆる扶助費という、障害であったり、子育てであったり、高齢者であったり、そういう福祉経費がやっぱり圧倒的に増えていて、これは当初予算でも大分増やしていますが、これは年度末にはもっと増えるのではないかなあというふうな、そういう感じを持っているところでございます。

あとは、広域でやっているごみの負担金なんかも結構4,000万円、5,000万円近く増えているようなそういう問題もありますし、それから、やはり今年だけ特別なものであるんですけども、国スポ絡みのものも1億2,000万円ぐらい増えているというのがございます。

それから、昨年もし覚えていただいているならあれなんです、三国・丸林線が予算が、いわゆる社交金の予算が全くつかなかったので、来年から道交付金に変えますということをお願いして、今回道交付金はつきそうなので、大幅に2年分の工事をやって、令和6年度中に基本は終わらせるようなそういうことでやっていますので、この部分も増えているというふうな、そういう形でございます。それから、基肄城絡みも増えているというふうな、そういう形でございます。

逆に、コロナワクチンなんかは減っていたり、それから今年完成する小学校の新しい新社屋というか、教室ですね、なんかは逆になくなっているんで、減っているんですけども、そういったものを受けても額としては増えていると、そういうことでございます。

ただ、これは予算を組んだ段階の数字でございますので、最終的には100億円超えた年度、これはコロナがあったというのもあるんですけども、とか90億円超えた年度も過去にはありますので、最後の仕上がりとして、過去最高になるということはありませんというふうに考えておりますので、当初予算後の現段階で過去最高ということで、理由は今申し上げたようなことということで、お考えいただければと思います。

あとは、一般会計予算の中で、ちょっと主立ったところだけピックアップして、述べさせ

ていただきたいというふうに思います。

まずは、9ページを御覧いただければと思います。

9ページの(6)移住・定住促進事業でございますね。額は支援金をちょっと増やしているぐらいでございますけれども、もう一つ婚活を力入れていきたいという、額は大したことはないんですが、今まで婚活はちょっと行政としてやるのはどうかなあという、私自身も迷いがあったので、細々とやってきていたんですが、今回ラバーズミーティング、消防団、基山町の若い男性と外部の女性を仲よくなっただくようなことを復活するというのを、これ消防団からの要望もございましたので、そんな形のことも考えているところでございます。

それから、その下の9番、ふるさと応援寄附でございますが、今回少し去年よりも多く見込んで、10億円というそういう感じで予算化させていただいております。

これは、去年、今年度、今年度前半に、今年は去年よりもさらに悪くなりそうだということをお話ししたと思うんですが、後半戦いろいろ工夫をして、去年よりも数字的には、今額的にはもう上がっておりますので、後半戦改良した件で、結構いい感じに動きが出てきているので、今後ちょっといろいろ考えて、来年度はまた1億円ぐらい上乗せできるように頑張りたいという、なんていうか意思表示みたいな形で、少しきついかもしれないけれども、頑張ろうということで10億円にさせていただいているところでございます。

それから、次のページ、10ページ御覧いただきたいんですが、情報発信のところ、11なんですが、所信表明のほうにも書いていたんですが、いろいろな分野のLINEを使った双方向でのやり取りをしていきたいということで、まずは今年度間違いなく始めるのは子育て支援なんですけれども、それ以外のものも含めてLINEを使って、町民の皆さんと双方向でやっていけるような仕組みをつくっていきたいなあ、ということでございますので、11もちょっと御注目していただければなというふうに思います。

あと、次が11ページでございますが、11ページの9で、やっぱり明るいまちということで、防犯対策について、防犯灯それからLED化等を進めるとともに、少し力を入れていきたいのは詐欺被害が今高齢者の経済詐欺というか、そういうものがすごく今増えているので、その辺りにも力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。

さらに、次が13ページを御覧いただきたいんですが、13ページの16は、こども家庭センター、いよいよこども家庭センターが保健センターにできますので、ここを1つの核にして、

やっていきたいという、そういうことをございますので、また、ここは今後の動きも含めて、御注目していただければなというふうに思います。

それから、18の病後児保育もすごく低迷していたんですが、足元少しちょっと増えているんですね。これはやっぱり小児科の病院と少しやり取りをして、小児科の病院にこういうのがあるというのを分かっていたとのお勧めしていただいているような、そういう成果が出てきているんじゃないかと思っておりますので、まだ今のところ基山町内の小児科の病院としかやっていないので、周辺の小児科の病院等々にもそういうお願いを今後していくと、いい感じになっていくんじゃないかなあというふうに思っているところでございます。

それから、15ページをお開きいただきたいと思うんですが、15ページの（3）農業でございます。

農業もなかなか新しい施策がなかったんですが、今回共同乾燥に対してのものを120万円、共同乾燥、1番下のところに書いて、真ん中ぐらいに書いていますが、機械利用組合に対して、3つの機械利用組合に対して、40万円ずつの120万円、そういう予算計上であったり、それから各団体がやるような事業につきましても、補助金額を去年に比べて少し増やしておりますので、やる気のある農家の方、農家事業者、それからそういう団体の方の取組を期待させていただいているところでございます。

それから、あとは次のページ、18ページですね。18ページの6の文化財保護費のところですね。これ基肆城について何か所か新しい取組をやるということで、ここ以外にも書いてあるんですが、基肆城特に力を入れていきたいということで、今年は基肆城に力を入れていくのも大きな目玉でございますので、その辺りのところを御注目していただきたいなということでございます。

ここの文化財以外にも観光的な意味とか、それから環境的な意味でも、今回触れさせていただいておりますので、要所要所に基肆城がたくさん出てまいりますので、これもぜひチェックしていただければなというふうに思っているところでございます。

そして、最後が19ページの（8）の保健体育ということで、これは言わずもがなでございますが、やっぱり国スポが今年が目玉だというふうに思っておりますので、この国スポを活用して基山町を少しでも知っていただく、町外の方には基山町を知っていただく、それから町内の町民の皆さんには、逆に国スポという1つのものを中心に、また基山町として一丸になるためのツールにしていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上が主立った項目、もちろん触れられなかった部分もございますけれども、またそれは今後の審議等で御説明できたらいいかというふうに思っているところでございます。

以上で、施政運営方針の概要について説明を終わらせていただきます。

次に、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員の任期満了に伴い、引き続き山本頼子氏を人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第2号につきましては、人権擁護委員の任期満了に伴い、引き続き井上正史氏の人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

最後に、報告事項についてでございます。今回1件でございます。報告第1号 基山町都市開発公社事業報告についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で、議案の説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本会期中に基山町副町長の選任につき同意を求めることについて、それから損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の確定について、さらに令和5年度一般会計補正予算（第11号）の追加提案をお願いしたいというふうに考えておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（重松一徳君）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第2号の詳細説明を求めます。山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

議案第2号 基山町地域公共交通会議設置条例の一部改正について、詳細説明をいたします。

議案書1ページ、2ページをお願いいたします。

今回の基山町地域公共交通会議設置条例の一部改正につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律及び持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、道路運送法が一部改正され、協議運賃の協議方法等の取扱い及び自家用有償旅客運送の種別が変更になったため、基山町地域公共交通会議設置条例を改正するものです。

改正内容につきましては、議案資料1ページにて御説明いたします。

道路運送法の改正概要は2つです。1つ目は、自家用有償旅客運送の種別の見直しです。交通空白地における輸送の種別を、実施主体ではなく、運送目的に応じた見直しが行われております。

2つ目は、一般乗用旅客自動車運送事業に係る新たな協議運賃制度が創設され、協議方法等の取扱いが変更になっております。

改正前はコミュニティバスの運賃は、基山町地域公共交通会議で協議しておりましたが、改正後は基山町地域公共交通会議協議運賃幹事会で協議することとなり、運賃の協議を行う際には、事前にパブリックコメント等を実施し、町民や利害関係者から広く意見を募集し、反映することとなりました。

改正内容につきましては、議案資料2ページ、3ページに新旧対照表を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しください。

施行日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第2号 基山町地域公共交通会議設置条例の一部改正について詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第3号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

それでは、議案第3号 基山町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、人事院規則15の14の一部改正により、夏季休暇の使用可能期間が拡大されたため、改正を行うものでございます。

内容につきましては、議案資料の新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

議案資料4ページをお願いいたします。

第13条中、7月1日から9月30日を、6月1日から10月31日に改めます。

施行日は令和6年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第4号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第4号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書4ページをお願いいたします。

この改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業中の会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能となるため、基山町職員の育児休業等に関する条例を改正するものでございます。

内容につきまして、議案資料にある新旧対照表にて説明をさせていただきます。

議案資料5ページをお願いいたします。

育児休業をしている職員の期末手当等の支給につきまして規定をする第7条の第2項中、括弧書きを削ることにより、会計年度任用職員を除外する規定を削除いたします。

第8条の改正では、第7条第2項中括弧書きを削ったことにより、法律番号を挿入するものでございます。

施行日は令和6年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次、議案第5号及び議案第6号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案書5ページの議案第5号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び議案書7ページの議案第6号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について併せて説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、特別職の職員の給与に関する法律及び2025年日本国際博覧会

政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の国家公務員の月例給も一般職の指定職職員に準じて改定され、0.3%引き上げられております。

本町では、特別職報酬等審議会を開催し、議論いただいた結果、国と同様に0.3%引き上げるべきとの答申を受けましたので、報酬月額及び給与月額を同様に引き上げる改正を行うものでございます。

議案資料の6ページから9ページに、役職ごとの報酬月額及び給料月額の改正案などを掲載いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

施行日でございますが、公布の日から施行し、改正後の基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び町長、副町長及び教育長の諸給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用します。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第7号の詳細説明を求めます。山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

議案第7号 基山町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明させていただきます。

議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

今回の改正は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、国の特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、重要事項の書面掲示を義務づけるアナログ規制の見直しなど、関連する所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきまして、議案資料で説明させていただきます。議案資料10ページをお願いいたします。

10ページでは、内閣府令で示された（1）改正の趣旨や（2）改正の概要等をまとめております。

現在、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランが実施されているところでございまして、書面掲示などを義務づけるアナログ規制については、点検、見直しをすることとされております。

今回の改正では、特定教育保育施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示

に加えて、インターネットを利用して、公衆の閲覧に供しなければならないこと、また磁気ディスク及びCD-ROM等の使用による記録の規定について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体という文言に改め、適正化を図ることとされました。

次に、資料11ページをお願いいたします。

基山町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、概要をお示ししました。

第23条では、現在、特定教育保育施設の見やすい場所に各園の運営規程の概要や職員の勤務体制など、利用者が施設を選択する際の資料として重要な事柄の掲示を義務づけています。今回、国の運営基準に合わせてアナログの書面での掲示義務に加え、インターネットを利用して、公衆の閲覧に供しなければならないこととする改正でございます。

次に、第35条第3項と第36条第3項の改正につきましては、第6条第2項の読替規定でございまして、国の運営基準に合わせて規定文を整えるものでございます。

次に、第53条第2項第2号の改正では、磁気ディスク、CD-ROM等の記録媒体について、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体との表現に改め、文言の適正化を図っているものでございます。

最後に、この条例の施行期日は公布の日とし、ただし、第23条の改正規定は令和6年4月1日から施行することとしております。

なお、議案資料12ページから14ページに新旧対照表をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

詳細説明は以上でございます。どうぞよろしく御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第8号の詳細説明を求めます。戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

議案第8号 基山町国民健康保険条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

国民健康保険財政の都道府県単位化に伴い、将来的な国民健康保険税の平準化及び財政基盤の安定を図るため、基山町国民健康保険条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料により説明させていただきます。議案資料15ページをお願いいたします。

今回の条例改正についての税率改正内訳表でございます。改正箇所は、医療分の所得割のところになります。改正前で8.7%としていたものを、改正後は9.1%と0.4%上げる内容となっております。

今回の改正におきましては、均等割、平等割のところは据え置きまして、また、後期高齢者支援金分、介護納付金分につきましては所得割も含め全て据え置くこととしております。

令和6年度標準税率と改正後の現行税率との間に差が生じておりますので、この部分を埋めるための財源としましては、国民健康保険特別会計の財政調整基金を充てさせていただき、調整を図ってまいりたいと考えております。

今後、令和9年度に税率の県内準統一化、令和12年度には完全統一化を控えており、そこに照準を合わせながら、税率の激変緩和対策として段階的な見直しを図っていく必要がございます。

場当たりの次年度の税率だけに目を向けるのではなく、県内市町の動向も注視しながら、長期的な視点に立って検討を続けてまいりたいと考えております。

今回の改正条例の施行期日は令和6年4月1日としております。

資料の16ページに新旧対照表を掲載しておりますのと、追加資料で出させていただいております2ページに、県内市町の令和6年度税率改正案をお示ししております。お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第9号の詳細説明を求めます。山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

議案第9号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例及び基山町空家等対策協議会設置条例の一部改正について、詳細説明をいたします。

議案書11ページをお願いいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から、空家等の有効活用や適切な管理を確保するなど、空家等対策を総合的に強化する措置が講じられております。

新制度の導入に伴い、本町条例の条項にずれが生じますので、基山町空家等適切な管理及び活用促進に関する条例及び基山町空家等対策協議会設置条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料17ページに新旧対照表をつけさせていただいております。

また、追加資料として、3ページに基山町の空家状況の推移を提出いたしましたので、後ほど併せてお目通しく下さい。

施行日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で、議案第9号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例及び基山町空家等対策協議会設置条例の一部改正について詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第10号の詳細説明を求めます。山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

議案第10号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について詳細説明をいたします。

議案書12ページをお願いいたします。

基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、保護命令制度の拡充などの措置が講じられたため、本町条例に条項のずれが生じますので、基山町営住宅設置及び管理条例を改正するものでございます。

これまで配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項に保護命令として、接近禁止命令と退去命令が規定されていましたが、接近禁止命令の要件等の改正に伴い、改正後の同法では、第10条第1項と第10条の2に分けて規定されることとなりました。

これに伴い、基山町営住宅設置及び管理条例で保護命令に関して、法律の第10条第1項を引用している箇所を、第10条第1項または第10条の2に改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料18ページに新旧対照表をつけさせていただいておりますので、後ほどお目通しく下さい。

施行日につきましては、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第10号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についての詳細説明を終

わかります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第11号の詳細説明を求めます。藤田健康増進課長。

○健康増進課長（藤田和彦君）

それでは、議案第11号 公用車の事故に係る損害賠償の額の決定について、詳細説明をさせていただきます。

議案書15ページをお願いいたします。

今回の公用車の事故に係る損害賠償の額の決定につきましては、令和5年11月13日発生した事故について損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要でございますが、令和5年11月13日、午前10時50分頃、会計年度任用職員が業務で庁車を利用中、基山町大字宮浦1102番地5にある住宅に訪問し帰る際、アクセルとブレーキを踏み間違え、小屋のシャッターを破損させたものでございます。

そのため、町は相手方に対しまして88万円の損害の額として賠償をするものでございます。

詳細説明は、以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第12号の詳細説明を求めます。井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

それでは、議案第12号 公用車の事故に係る損害賠償額の決定について、詳細説明をさせていただきます。

議案書16ページをお願いいたします。

今回の公用車の事故に係る損害賠償額の決定につきましては、令和5年12月9日に発生した事故について損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要でございますが、令和5年12月9日、午前11時頃、基山町カーシェア事業の日産リーフを利用中、基山町大字長野995番地1にある株式会社コスモス薬品の店舗駐車場に駐車する際、アクセルとブレーキを踏み間違え、車止めを超え、フェンスを破損させたものでございます。

そのため、町は相手方に対して34万3,200円を損害の額として賠償するものでございます。
詳細の説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、承認第1号の詳細説明を求めます。毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、基山町手数料条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

基山町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案書の18ページをお願いいたします。

専決処分書の写しでございます。

条例の改正につきましては議会の議決事項でございますが、議会を招集していただく時間的な余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年2月22日に専決処分を行わせていただいております。

専決処分の理由でございますが、戸籍法の一部を改正する法律により、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が新設されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和6年3月1日に施行されることにより、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料が追加されるために、条例を改正することが急務でございましたので、専決処分を行わせていただいております。

議案書の19ページをお願いいたします。

改正部分でございます。条例改正の施行日は、令和6年3月1日でございます。

改正内容につきましては、議案資料で御説明申し上げます。議案資料の19ページをお願いいたします。

法施行に伴いましての追加事務でございます。戸籍、除籍の電子証明書提供用識別符号の発行となります。戸籍、除籍の電子証明書提供用識別符号について及び事例をそこに記載させていただきますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

符号発行開始時期につきましては、令和6年度末の予定です。発行手数料につきましては、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料が1件当たり400円、除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料が1件700円となっております。

資料の20ページから23ページに新旧対照表をつけておりますので、後ほどお目通しのほどよろしく願いいたします。

詳細説明は以上でございます。御審議いただきまして御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第13号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第13号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第10号）について、説明をさせていただきます。

議案書の20ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額から歳入歳出それぞれ1億244万8,000円を減額し、予算総額を95億2,605万6,000円とするものでございます。

21ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、14款国庫支出金に1,230万7,000円の減額、18款繰入金に7,772万3,000円の減額、また、21款町債に1,450万円の減額をお願いしております。

22ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款総務費に2,017万6,000円の減額、3款民生費に1,618万7,000円の減額、4款衛生費に4,422万7,000円の減額、7款商工費に1,034万8,000円の減額、23ページに移っていただきまして、10款教育費に2,631万円の減額、また、11款災害復旧費に1,868万3,000円の増額をお願いし、14款予備費を31万8,000円減額することで調整を図らせていただいております。

24ページ、25ページをお願いいたします。

まず、24ページ、第2表繰越明許費でございます。年度内に事業完了が見込めないものにつきまして、13件、4億8,631万9,000円の設定をお願いしております。

額の大きなものを申し上げます。

2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費で、マイナンバーカードの氏名のふりがな表記に伴うシステム改修を行う基幹系情報システム改修事業に1,259万5,000円、3 款民生費 1 項社会福祉費で、令和 6 年度に実施される定額減税におきまして、定額減税し切れない個人に対して給付を行います定額減税補足給付金事業に7,776万1,000円、令和 6 年度に新たに住民税非課税世帯と、住民税均等割のみ課税世帯となる世帯に対しまして給付を行います物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業と、低所得者支援及び定額減税補足給付金地方創生臨時交付金事業に、それぞれ7,023万6,000円、6,657万円。

次に、4 款衛生費 1 項保健衛生費で、ワクチン接種の個別接種に要する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業と、新型コロナウイルスワクチン接種事業にそれぞれ2,457万5,000円、4,355万8,000円。

次に、6 款農林水産業費 1 項農業費で、農業用ため池の劣化状況などの調査を行います防災重点農業用ため池調査計画業務に2,300万円。

25ページに移っていただきまして、11 款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費で、農地及び水路の復旧に係る農地農業用施設災害復旧事業に1,827万6,000円、林道の復旧にかかる林道施設災害復旧事業に7,259万6,000円。

2 項の公共土木施設災害復旧費で、町道の復旧に係る公共土木施設災害復旧事業に3,051万9,000円、また、4 項文教施設災害復旧費で、特別史跡基肆城跡の復旧に係る社会教育施設災害復旧事業に3,689万3,000円などの設定をお願いしております。

26ページをお願いいたします。

第 3 表地方債補正でございます。

まず、追加分でございます。地域鉄道対策事業に甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金に係るもので100万円の設定をお願いしております。

次に、変更分になります。

防災・減災国土強靱化緊急対策事業に330万円の増額をお願いしております。町道桜町・伊勢山線の改良に係るものでございます。

次の公共土木施設等災害復旧事業（補助）から、次のページの農林施設災害復旧事業（単独）までは、復旧事業費の減に伴い、起債額の減額をお願いするものでございます。

公共土木施設等災害復旧事業（補助）では、20万円の減額、農林施設災害復旧事業（補助）では210万円の減額、公共土木施設等災害復旧事業（単独）では490万円の減額、農林施

設災害復旧事業（単独）では560万円の減額をお願いしております。

次の公共施設等適正管理推進事業では、事業費の減に伴いまして590万円の減額をお願いしております。

次の農林地域防災減災事業は、亀の甲ため池整備に係る負担金の減額見込みに伴いまして、10万円の減額をお願いしております。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金2節公共土木施設災害復旧費負担金に、現年発生災害復旧費負担金220万円の増額をお願いしております。補助対象事業の事業費の増加に伴うものでございます。

4ページをお願いいたします。

2項国庫補助金1目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金では、教育支援センター事業に要する費用といたしまして、母子家庭等対策総合支援事業費補助金135万3,000円の追加をお願いしております。

次に、2目衛生費国庫補助金2節環境衛生費補助金に、浄化槽設置整備事業補助金105万3,000円の減額をお願いしております。浄化槽設置件数の減見込みによるものでございます。

次に、3目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金に、社会資本整備総合交付金（道路）333万4,000円の増額をお願いしております。町道桜町・伊勢山線の道路改良に係るものでございます。

4節住宅費補助金では、子育て若者世帯の住宅取得補助金の申請件数減見込みの減によりまして、社会資本整備総合交付金（住宅）405万円の減額をお願いしております。

次に、4目教育費国庫補助金1節小学校費補助金では、教育支援センターに要する費用及び放課後補充学習事業の補助率の減に伴いまして、地域の未来応援交付金に401万3,000円の減額をお願いしております。

次に、8目総務費国庫補助金1節総務費補助金では、社会保障税番号制度システム整備費補助金に390万4,000円の増額をお願いしております。マイナンバーカードの氏名のふりがな表記を行うためのシステム改修費用の追加に伴うものでございます。

同じくデジタル基盤改革支援補助金に923万3,000円の減額をお願いしております。こちらは国保の事務処理標準システム導入費用補助の減に伴うものでございます。

同じく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金では、事業費の減を見込み、152万1,000円の減額をお願いしております。

飛びまして6ページをお願いいたします。

15款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金保育対策総合支援事業補助金に、事業費の減を見込みまして、338万1,000円の減額をお願いしております。

次に、3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金に、子供の医療費助成事業補助金184万円の増額をお願いしております。子供の医療費の見込増によるものでございます。

同じく2節環境衛生費補助金に、浄化槽設置整備事業補助金103万8,000円の減額をお願いしております。

次に、4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金では、経営開始資金補助金に事業費の減を見込みまして、150万円の減額をお願いしております。

次に、6目教育費県補助金3節社会教育費補助金では、事業費の減を見込み、SAGA2024国民スポーツ大会リハーサル大会運営費補助金に、499万7,000円の減額をお願いしております。

次に、8目災害復旧費県補助金1節農林水産施設災害復旧費補助金では、林道の災害復旧に係る補助対象事業費の増に伴いまして、林道施設現年発生災害復旧費補助金472万9,000円の増額をお願いしております。

飛びまして9ページをお願いいたします。

18款繰入金1項基金繰入金2目1節財政調整基金繰入金、また10目1節ふるさと応援寄附基金繰入金にそれぞれ7,500万円、199万円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

なお、ふるさと応援寄附基金繰入金の充当につきましては、議案資料の26ページに充当事業一覧を掲載しておりますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

飛びまして12ページをお願いいたします。

20款諸収入5項3目2節雑入では、交付決定によりまして、市町村振興宝くじ収益金交付金436万1,000円の増額をお願いしております。

同じく佐賀県暮らしを支える移動手段支援事業費奨励金158万2,000円の追加をお願いして

おります。こちらはコミバスの利用促進に取り組む市町に対して交付されるものでございます。

また、主催事業入場料に127万6,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

13ページをお願いいたします。

21款町債につきましては、第3表の地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。補正額は合わせて1,450万円の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

14ページ以降の歳出では、多くの項目は不用額見込みによる減額でございます。

主なものについて、御説明をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節負担金補助及び交付金では、市町村共済組合に対する追加費用及び払込金110万円の減額をお願いしております。こちらは負担金額の確定によるものでございます。

5目財産管理費12節委託料に、清掃管理委託料129万4,000円の減額をお願いしております。こちらは入札減によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

6目企画費18節負担金補助及び交付金では、まちづくり基金事業補助金に140万円の減額をお願いしております。補助金額の確定によるものでございます。

子育て若者世帯の住宅取得補助金に900万円の減額をお願いしております。こちらは申請件数見込みの減によるものでございます。

地域おこし協力隊起業支援補助金は、不用額を見込みまして100万円の減額をお願いしております。

国の補正予算で採択されたことに伴いまして甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金207万2,000円の増額をお願いしております。

17ページをお願いいたします。

15目広報情報費13節使用料及び賃貸料では、パソコンやシステム機器リース料の入札減により、機器借上料222万円の減額をお願いしております。

飛びまして19ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費12節委託料に、基幹系情報システム改修委託料204万4,000円

の増額をお願いしております。こちらは12月議会の補正予算第7号にて可決いただきましたシステム改修委託料に追加費用が生じることになったことによるものでございます。

飛びまして22ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費27節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金に事業費の不用額を見込みまして、825万3,000円の減額をお願いしております。

5目防犯対策費10節需用費光熱水費に不用額を見込みまして、107万9,000円の減額をお願いしております。

6目障害者福祉費、こちら23ページをお願いいたします。

21節補償補填及び賠償金に、過年度契約分消費税補償金に230万1,000円の追加をお願いしております。障害者相談支援業務等委託契約の受託者に対しまして、過年度分の消費税及び延滞税相当額を補償するものでございます。

24ページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費12節委託料では、子育て世帯への物価高騰対応重点支援給付金システム改修委託料に不用額を見込みまして、110万円の減額をお願いしております。

25ページをお願いいたします。

5目保育対策費18節負担金補助及び交付金では、保育対策総合支援事業費補助金、それから保育補助者雇上強化事業費補助金、それから認可化移行移転費支援事業費補助金をそれぞれ100万2,000円、282万3,000円、121万7,000円の減額をお願いしております。こちら不用額見込みによるものでございます。

26ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費18節負担金補助及び交付金に、休日救急医療事業負担金282万3,000円の減額をお願いしております。不用額見込みによるものでございます。

3目環境衛生費18節負担金補助及び交付金に、浄化槽設置整備事業補助金311万3,000円の減額をお願いしております。浄化槽設置件数の減見込みによるものでございます。

27ページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金補助及び交付金では、不用額を見込みまして、経営開始資金補助金250万円の減額をお願いしております。

27 ページは、申し訳ございません。

2 項清掃費 2 目塵芥処理費 12 節委託料塵芥不燃物収集運搬業務委託料に 290 万 4,000 円の減額をお願いしております。委託料の確定によるものでございます。

18 節負担金補助及び交付金に、広域ごみ処理施設運営費負担金 3,102 万 9,000 円の減額をお願いしております。負担額の確定によるものでございます。

すみません、29 ページをお願いいたします。飛びまして 29 ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費 18 節負担金補助及び交付金では、不用額を見込みまして、経営開始資金補助金に 150 万円の減額をお願いしております。

飛びまして 31 ページをお願いいたします。

7 款 1 項商工費 1 目商工総務費 18 節負担金補助及び交付金では、不用額を見込みまして、企業立地奨励金、それから原油価格・物価高騰に伴う中小企業等緊急支援事業補助金にそれぞれ 551 万円、350 万円の減額をお願いしております。

飛びまして 33 ページをお願いいたします。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 1 目道路維持費 12 節委託料に、けやき台地区道路排水改修工事測量設計業務委託料に、不用額を見込みまして 693 万円の減額をお願いしております。

次に、2 目道路新設改良費 14 節工事請負費に、桜町・伊勢山線道路改良工事 766 万 8,000 円の追加をお願いしております。こちら国の補正予算での採択を受けまして、改良工事を行うものでございます。

34 ページをお願いいたします。

3 項都市計画費 1 目都市計画総務費 10 節需用費に、修繕料 146 万 3,000 円の増額をお願いしております。こちらけやき台 2 丁目調整池の修繕に係るものでございます。

12 節委託料では、ニュータウン調整池浚渫業務委託料に 189 万 2,000 円の増額をお願いしております。しゅんせつする堆積土の水分量が想定以上に多かったため、処分費用の増額によるものでございます。

39 ページ、飛びまして 39 ページをお願いいたします。

10 款教育費 3 項中学校費 1 目学校管理費 10 節需用費では、不用額を見込みまして、修繕料に 122 万 6,000 円の減額をお願いしております。

14 節工事請負費、基山中学校校舎大規模改造工事に、1,052 万 9,000 円の減額をお願いしております。こちらは教室へのエアコン設置に伴う受電設備の改造が不要となったことによ

るものでございます。

飛びまして 43 ページをお願いいたします。

11 款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費 2 目林業施設災害復旧費 14 節工事請負費に、林道の復旧に伴う林道施設災害復旧工事 567 万 4,000 円の増額をお願いしております。

44 ページをお願いいたします。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費 14 節工事請負費に、町道の復旧に係ります公共土木施設災害復旧工事 1,300 万 9,000 円の増額をお願いしております。

飛びまして 46 ページをお願いいたします。

最後に、14 款予備費でございます。今回 31 万 8,000 円の減額をお願いいたしまして、調整を図らせていただいております。

以上で、令和 5 年度基山町一般会計補正予算（第 10 号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第 14 号の詳細説明を求めます。戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

議案第 14 号 令和 5 年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の 28 ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 831 万 2,000 円を減額し、総額を 21 億 1,491 万 1,000 円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の 3 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5 款 1 項 1 目 2 節特別調整交付金分 799 万 9,000 円減額、県繰入金 2 号分 774 万円の増額、こちらはそれぞれ交付金の額確定によるものでございます。

4 ページをお願いします。

7 款 1 項 1 目 1 節職員給与費等繰入金 830 万 8,000 円の減額、こちらは国保標準システム導入費用等の減額分となっております。子供の医療費助成事業繰入金 20 万円増額、こちらは調整交付金等の額確定によるものでございます。産前産後保険税繰入金 5 万 5,000 円の増

額、令和6年1月施行の産前産後保険税軽減に伴う補填分となっております。

5ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費では、財源内訳の変更を行っております。

6ページをお願いします。

2款2項1目18節負担金補助及び交付金で110万円の増額、こちらは高額療養費補助金の見込額が増えたことによるものでございます。

飛びまして、9ページをお願いします。

9款3項1目27節一般会計繰出金に6万7,000円の増額、こちらは県繰入金2号分の事業費として、一般会計に繰り出す増額分となっております。

10ページをお願いします。

10款1項1目予備費で947万9,000円減額し、財源調整を行っております。

議案第14号の詳細説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第16号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

議案第16号 令和5年度基山町下水道補正予算（第4号）について、詳細説明をさせていただきます。

説明ではまず議案により説明し、主な内容を基山町下水道事業会計補正予算（第4号）実施計画兼事項別明細書により説明いたします。

まず、議案書の34ページをお願いいたします。

第2条、令和5年度基山町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を改めます。内容では流域下水道事業の減により、流域下水道事業負担金を5,372万円減額補正し、2億8,470万4,000円といたします。

第3条、令和5年度基山町下水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の補正をお願いいたします。

収入第1款下水道事業収益を1,104万1,000円増額し、合計で5億405万6,000円といたします。

支出でございます。

第1款下水道事業費用を12万9,000円増額し、合計で4億2,536万5,000円といたします。

第4条、本文括弧中1億9,295万7,000円を、1億8,643万5,000円に改め、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

収入第1款資本的収入1,895万円を増額し、9億7,615万9,000円といたします。

35ページをお願いいたします。

支出でございます。

第1款資本的支出2,577万9,000円を減額し、11億6,259万4,000円といたします。

第5条、予算第8条に定めた経費の予算額、予定額の補正をお願いいたします。

職員給与費を131万3,000円減額し、合計で2,691万2,000円といたします。

補正の詳細内容につきましては、令和5年度基山町下水道事業会計補正予算第4条実施計画兼事項別明細書に主なものを説明いたします。

説明書のほうをお願いいたします。1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、収入の部でございます。

第1款第1項2目その他営業収益雑収入1,035万1,000円の増額をお願いいたします。

これは、宝満川流域下水道黒字分の返還金となります。

同じく第2項4目長期前受金戻入、長期前受贈財産評価戻入に、368万5,000円の増額をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

第2項営業外収益6目消費税及び消費税還付金の事業費に伴う見込みから349万5,000円の減額をいたします。

3ページをお願いいたします。

収益的支出では、第1款第1項3目処理場動力費を400万円の減額をいたします。これは実績見込みに伴う処理場電気料の減額でございます。

4ページをお願いいたします。

5目流域下水道維持管理費負担金を299万9,000円の減額をお願いいたします。汚水量の見込減に伴う処理費の負担減でございます。

続きまして5ページをお願いいたします。

6目減価償却費有形固定資産無形固定資産減額償却費を合わせまして850万7,000円計上いたします。これは昨年度実施した事業分の資産整理に伴うものでございます。

6 ページをお願いいたします。

資本的収入では、第1款第2項1目国庫補助金を644万円を増額いたします。また、2目県補助金につきましては、最適化交付金として、減債基金に積立てを行うため2,555万2,000円の減額をお願いいたします。

7 ページをお願いいたします。支出の部です。

第1款第1項2目流域下水道事業費537万円の減額をお願いいたします。宝満川流域下水道事業費の需要減に伴う負担金の減額でございます。

同じく第3項1目投資でございます。基金積立金に2,858万2,000円の増額をお願いいたします。こちらにつきましては、最適化整備交付金を基金に積み立てるものでございます。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計2,565万円の減額をお願いし、現計予算と合わせまして、総額15億8,795万9,000円とするものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。御審議いただき、御可決いただきますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、報告第1号の詳細説明を求めます。山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

それでは、議案書57ページ、報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告について、御説明いたします。

報告事項は、令和6年度の事業計画、会計予算、資金計画の3点となっております。

報告第1号資料により御説明いたします。

資料1ページをお開きください。

令和6年度基山町土地開発公社事業計画についてでございます。

用地の買収予定及び売却予定はございませんので、それぞれゼロとなっております。

次に、2ページでございます。

令和6年度基山町土地開発公社会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出でございます。

収入の8,400円は、事業外収益の受取利息と雑収益となっております。また、支出の8万5,800円は、販売費及び一般管理費でございます。

次に、3ページでございます。

資本的収入及び支出でございます。

現在のところ、令和6年度事業は予定しておりませんので、収入支出ともにゼロ円となっております。

次の4ページから6ページは、ただいま御説明いたしました会計予算の説明書でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、7ページをお開きください。

令和6年度基山町土地開発公社予定損益計算書でございます。

収益の部といたしまして、事業外収益の8,400円となっております。

また、費用の部といたしましては、販売費及び一般管理費8万5,800円は、人件費及び経費でございます。

収益合計から費用合計を差し引いた当期損失が7万7,400円となっております。

次に、8ページでございます。

令和7年3月31日時点における令和6年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産といたしまして預金が83万853円、定期預金は4,150万円であります。

公有用地につきましては、現在公社保有の土地はございませんので、ゼロ円となっております。

流動資産に固定資産を加えた資産合計は4,233万854円となっております。

次に、負債及び資本の部といたしまして、流動負債、固定負債はともにゼロ円となります。

基本金150万円に準備金4,083万854円を加えた負債及び資本合計は4,233万854円となっております。

次に、9ページでございます。

令和6年度基山町土地開発公社資金計画についてでございます。

令和6年度の予定額としましては、受入資金4,241万6,653円、支払資金は8万5,800円で、差引きは4,233万853円でございます。

次に、10ページでございます。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度基山町土地開発公社予定キャッシュフロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュフローはマイナス7万7,400円となっております。固定資産の

取得及び売却はありませんので、投資活動によるキャッシュフローはゼロ円となっております。

また、借入れや返済に係る現金の出入りもありませんでしたので、財務活動によるキャッシュフローはゼロ円となっております。

令和7年3月31日において、現金及び現金同等物期末残高は4,233万853円となっております。

以上をもちまして、基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

日程第32 予算特別委員会の設置について

○議長（重松一徳君）

日程第32. 予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

委員会条例第4条第1項の規定により、令和6年度一般会計、各特別会計及び下水道事業会計予算を審査するため、今期定例会に予算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により予算特別委員会の委員の数を12名と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

次に、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により議長において指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、議長において予算特別委員会委員の指名を行います。

予算特別委員会委員に、議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は、以上をもちまして散会いたします。

～午後0時08分 散会～